住民自治条例制定までの流れ（条例素案作成から条例施行まで）

懇話会

議会との連絡･調整

・議会との意見交換等

行政各部署の意見

・職員プロジェクト・チーム

懇話会条例素案作成

シンポジウム開催

・(案)講演会及び協働の事例報告

地域別懇談会の開催

・(案)コミュニティ 8 圏域で開催

・市民（懇話会委員）が市民に内容を伝える形式

条例素案を市長に報告

行政

パブリックコメント

・1 ヶ月間広報、ホームページ等で市民から意見を募る

条例案の検討

・職員プロジェクト・チーム等

・関係各課照会（条例制定にあたり各課で関連する法規を見直す必要性などを検討）

条例案の作成

法規審査会

・法規上の問題点等を確認し、条例案を修正、確定する

議会上程

条例公布

・条例公布。パンフレットの全戸配布、ホームページでのお知らせ

・3 ヶ月から半年の周知機関が必要

条例施行